

登録番号	鳥取県048		氏名又は名称	加納 喜可		
作成日	令和6年9月18日	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

**別表7 出航中止基準及び帰航基準**

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	(○) 単独の判断			( ) 団体による判断		
	出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中			出航中止の判断は、以下のとおり行います。 ①出航中止を判断する団体名 [ ] ②上記団体の代表者、連絡先 [ ]		
	出航地の波高	2.0	m以上	③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり ④出航中止の判断の方法 別紙2のとおり		
	出航地の風速	15	m以上			
	出航地の視程	500	m未満			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷のおそれがあるとき</li> <li>・事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>					
帰航基準	案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。 ・海上警報(風、霧等)、波浪警報の発令 ・利用者に急病人やケガ人が出たとき					
	漁場における波高	2.0	m以上			
漁場における風速	15	m以上				
漁場における視程	500	m未満				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落雷のおそれがあるとき</li> <li>・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</li> <li>・その他 ( )</li> </ul>					